

○紀南地方老人福祉施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(昭和59年2月13日)
条例第6号

改正 平成17年4月1日条例第3号 平成18年3月1日条例第3号

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第6項の規定に基づき紀南地方老人福祉施設組合の職員団体のための職員の行為の制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関しては、白浜町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成18年条例第35号）の規定を準用する。

附 則（昭和59年2月13日条例第6号）

この条例は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年3月1日条例第3号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。